

明石市中小企業ジェンダー平等促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業におけるジェンダー平等を促進するために、中小企業者が行う労働環境の改善に資する就業規則の作成等に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに掲げる者をいう。
- (2) 就業規則 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき作成されるものをいう。

(対象者)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に店舗、事業所等を有していること。
- (2) 市税の滞納をしていないこと。
- (3) 次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 暴力団員と密接な関係を有する者
 - ウ ア又はイに該当する者が役員等になっている法人

(対象事業)

第4条 この要綱による助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 対象者が市内の店舗、事業所等（以下「市内店舗等」という。）における就業規則を作成し、又は変更することにより、次のアからケまでに掲げる事項の全部の記載がある就業規則を整備する事業
 - ア 職場のパワーハラスメントの禁止
 - イ セクシュアル・ハラスメントの禁止
 - ウ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止

エ 性的指向・性自認等に関するハラスメントの禁止

オ 産前産後の休業

カ 母性健康管理の措置

キ 育児時間及び生理休暇

ク 育児・介護休業、子の看護休暇等

ケ その他市長が特に必要と認める事項

(2) 対象者が、前号アからケまでに掲げる事項の全部の記載がある就業規則を有する市内店舗等において同号アからケまでに掲げる事項の一部を変更することにより、更なる労働環境の改善に資する就業規則を整備する事業

2 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、労働基準法第89条の規定により就業規則の作成及び届出が義務付けられている対象者が行う同号に掲げる事業（就業規則を作成することにより、同号アからケまでに掲げる事項の全部の記載がある就業規則を整備するものに限る。）については、対象事業としない。

3 対象者は、対象事業を実施したときは、速やかに当該作成し、又は変更した就業規則（以下「変更等就業規則」という。）を、市内店舗等内の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により当該市内店舗等の労働者に周知するとともに、労働基準監督署に届け出なければならない。

（対象経費及び助成金の額）

第5条 この要綱による助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業を実施するため社会保険労務士、社会保険労務士法人その他市長が適当と認める者に支払う相談委託料（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

2 助成金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする。

（交付申請及び交付決定）

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請時における就業規則の写し（変更の場合に限る。）

(2) 対象経費に係る見積書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交

付の可否を決定し、助成金交付決定書又は助成金不交付決定書により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の内容変更)

第7条 交付決定を受けた者（以下「対象事業実施者」という。）が、当該交付決定後に対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ助成金交付決定内容変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、助成金交付決定内容変更承認通知書又は助成金交付決定内容変更不承認通知書により、当該対象事業実施者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 対象事業実施者は、対象事業が完了したときは、完了の日から起算して60日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の終了後30日を経過する日のいずれか早い日までに事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更等就業規則

(2) 当該市内店舗等の労働者に変更等就業規則を周知したことを証する書類

(3) 変更等就業規則を労働基準監督署へ届け出たことを証する書類

(4) 領収書の写し等対象経費の支払いを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容が、交付決定の内容に適合するものであるかどうかを検査しなければならない。

2 市長は、前項の規定により検査した結果、交付決定の内容に適合していると認められたときは、助成金額確定通知書により対象事業実施者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により検査した結果、交付決定の内容に適合しないと認められたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを対象事業実施者に対して命ずることができる。

(助成金の請求及び交付)

第10条 対象事業実施者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、助成金交付請求書を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、対象事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこの要綱若しくは関係法令に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、その取消しの日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。